改正後

（認定申請の手続）

第一条　［1～3　略］

4　遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者に関する要件は、次のとおりとする。

一　前項第二号ロ⑵に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ　［略］

ロ　次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　［略］

(2)　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

⑶　精神機能の障害により遊技機の点検及び取扱いの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑷～⑹　［略］

⑺　⑵から⑹までのいずれかに該当する事業者の従業者

⑻　法人である場合にあつては、その役員のうちに⑵から⑹までのいずれかに該当する者があるものの従業者

二　前項第二号ロ⑶に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ　［略］

ロ　前号ロ⑷から⑹までのいずれにも該当しない者であること。

5　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（認定申請の手続）

第一条　［1～3　略］

4　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

［加える。］

⑶～⑸　［同上］

⑹　⑵から⑸までのいずれかに該当する事業者の従業者

⑺　法人である場合にあつては、その役員のうちに⑵から⑸までのいずれかに該当する者があるものの従業者

二　前項第二号ロ⑶に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ　［同上］

ロ　前号ロ⑶から⑸までのいずれにも該当しない者であること。

5　［同上］

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）

第一条の二　法第四条第八号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（許可の申請）

第一条の三　［1・2　略］

3　法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　法第四条第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

改正前

［条を加える。］

（許可の申請）

第一条の二　［1・2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面